褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年二月二十四日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

多田　修人　中西　勝美　濱本　恒男
高木　修　薄久保友司　田村　弘子
吉田　祐一　前田　求恭　藤原　向意
馬本　雅文　田澤　淑子　堀田　正
小林　正晴　浦上　義昭　岡田　啓子
古川　司郎　樋口　俊行　神藏　嘉一
高野　重信　五来　純　眞島　元齋
田中　一夫　太田喜代子　榊原　茂樹

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年二月二十四日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

山崎フ〃子　池山　阿有
後藤　恂子　阿久津弘子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年二月二十四日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

鶴田　光雄　越戸　軍一　江尻　岩夫
福田　美蘭　四方　祥樹　鳥羽　博道
西澤喜兵衛　山田　晃久　原　照雄

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年二月二十四日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

小山冨士夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年二月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社リビングクリエイト
冨士高圧フレキシブルホース株式会社
株式会社共立
ロイヤル化粧品株式会社
小松精練株式会社
学校法人東海大学
有限会社ワイ・エム
株式会社アデカ
医療法人社団レディースクリニック京野
ユアサエムアンドビー株式会社
日本通運株式会社
株式会社サン・ビック
ダイドー株式会社
株式会社日立ライフ
アサヒロジスティクス株式会社
エイエルエム株式会社
九星飲料工業株式会社
飛騨信用組合
中国化薬株式会社
ハヤカワ電線工業株式会社
株式会社ロノ〃ヤ

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年二月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故奥住友信遺族　福田文史江

褒章条例第六条により褒状を授ける

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第二号

公調委平成二十九年（フ）第一号・同第三号山形県飽海郡遊佐町吉出字簪曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年三月五日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ六番地の三十五

裁定申請人　三越工業株式会社

代表者　代表取締役　三越　恵次

山形県山形市松波二丁目八番一号

処分庁　山形県知事

山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴二一一番地

参加人　遊佐町長

山形県知事が平成二十八年十二月二十日付けをもって三越工業株式会社の岩石採取計画の認可申請に対してした拒否処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める（山形県知事が平成二十九年一月十三日付けをもって三越工業株式会社の林地開発計画の変更許可申請に対してした拒否処分についての手続は本件の審理手続から分離され、終結した。）。

二　審理期日　平成三十年三月十九日午前十一時〇〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三一一一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

中部地方整備局公示

雲出川水系雲出古川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき措置した船舶について、当該船舶の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者に対し、当該船舶を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成30年3月5日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　保管した船舶の名称又は種類及び数量　汽船2隻

2　保管した船舶の放置されていた場所及び当該船舶を除却した日時

(1)　保管した船舶の放置されていた場所　三重県津市雲出伊倉津町地先の一級河川雲出川水系雲出古川河川敷（左岸1.2km＋100m付近）

(2)　当該船舶を除却した日時　平成30年1月18日7時30分

3　当該船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

(1)　当該船舶の保管を始めた日時　平成30年1月18日10時20分

(2)　保管の場所　三重県津市香良洲町高砂地先（津市・掘割ポンプ場敷地内）

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　三重県津市広明町297　国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所　河川占用調整課　電話059―229―2218

近畿地方整備局公示

大和川水系大和川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年3月5日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　材木一式、その他放置物（国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　大阪府松原市天美北4丁目地先の一級河川大和川水系大和川の河川敷

(2)　当該工作物を除却した日　平成30年2月19日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成30年2月19日

(2)　保管の場所　大阪府松原市天美北5丁目10番地　国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所天美資材置場

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、同法第75条第9項の規定により当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5　問い合わせ先　大阪府藤井寺市川北3丁目8番33号　国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所占用調整課　電話072―971―1381